■小山市立図書館設置条例

昭和 53 年 3 月 15 日 条例第 5 号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、小山市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

- 第2条 図書館は、中央館及び分館によって構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。
 - (1) 中央館

名称	位置
小山市立中央図書館	小山市城東 1 丁目 19 番 40 号

(2) 分館

श्र कीर	位 累
名 称	位置
小山市立中央図書館小山分館	小山市中央町1丁目1番1号
小山市立中央図書館間々田分館	小山市大字間々田 1,960 番地 1
小山市立中央図書館桑分館	小山市大字羽川 858 番地 1
小山市立中央図書館大谷分館	小山市大字横倉 499 番地 6

(図書館奉仕)

第3条 図書館の活動を促進するため、必要があると認めるときは、配本所等を設置することが できる。

(図書館協議会)

- 第4条 法第14条の規定に基づき小山市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者の中から小山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(職員)

第5条 図書館に館長、司書その他の職員を置く。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附則

- この条例は、昭和53年4月1日から施行する。 附 則(平成4年12月24日条例第26号) この条例は、平成5年4月1日から施行する。 附 則(平成11年12月24日条例第29号) この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則(平成20年12月26日条例第40号) この条例は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(平成24年3月26日条例第18号) この条例は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成28年3月16日条例第14号) この条例は、平成28年3月16日条例第14号) この条例は、平成28年3月28日から施行する。 附 則(令和6年3月18日条例第11号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、令和6年4月30日から施行する。